

広島県告示第三百五十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地
仁方本町二一 丁目一〇一～ 一〇五九）	自然現象の原因となる土砂災害の発生原の種類による 崩壊急傾斜地の表区域示の区域の名称	広島県呉市仁方本町二丁目地内
仁方本町二一 丁目一〇一～ 一〇五九）	自然現象の原因となる土砂災害の発生原の種類による 崩壊急傾斜地の表区域示の区域の名称	土砂災害特別警戒区域
仁方本町二一 丁目一〇一～ 一〇五九）	自然現象の原因となる土砂災害の発生原の種類による 崩壊急傾斜地の表区域示の区域の名称	土砂災害特別警戒区域
仁方本町二一 丁目一〇一～ 一〇五九）	自然現象の原因となる土砂災害の発生原の種類による 崩壊急傾斜地の表区域示の区域の名称	土砂災害特別警戒区域

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。